動物愛護法における8週齢規制の早期施行を求める要望書

2016年10月1日に施行された「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」では、すべての犬猫の飼い主に対して「生後8週間は親子を共に飼養してから譲渡するよう努めること」という努力義務を、第7条第1項第4号で定めています。これは同条例の目的に掲げた「動物の福祉の向上」を実現するための規定であり、伴侶動物として飼われている日本の犬猫のためを真に考えた、たいへん意欲的な条項です。

いわゆる「8週齢規制」は、8週齢(生後56~62日)までは子犬や子猫を産まれた環境から販売目的等のために引き離すことを禁じる規定で、動物福祉先進国である米国、英国、ドイツ、フランスなど欧米先進諸国では常識となっているものです。幼すぎる子犬・子猫(一部の国では子犬のみ)について、母親から受け継ぐ移行抗体の減少にともなう免疫力の不安定化、親兄弟と一緒に生まれた環境で過ごすことによる十分な社会化、という心身両面の健康への配慮から、各国で制定されています。

欧米先進国の多くで8週齢規制が常識であるにもかかわらず、ご存知のとおり、日本の「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護法といいます。)」では現在、「出生後49日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引き渡し又は展示をしてはならない」となっています。本則には「出生後56日」と明記されているにもかかわらず、附則によっていつ実現するかわからない「緩和措置」が設けられたために、「8週(56日)齢規制」実施の見通しが立っていないという、きわめて不自然な状況にあるのです。日本の法律がいつまでたっても「8週(56日)齢規制」を実現できないまま、今日この日も、幼すぎる子犬や子猫が親元から引き離され、心身の健康リスクにさらされています。

私どもは、「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」の「生後8週間は親子を共に飼養してから譲渡するよう努めること」という条項の意義を広く共有するとともに、全国からのこの条項制定についての支持の声を、札幌市、そして貴環境省に届けます。そして、貴殿に対して、動物愛護法においても、速やかに「8週(56日)齢規制」を実現してくださるよう、ここに強く要望いたします。

以上

2017年1月24日 幼い犬猫を守る札幌市条例を応援する有志一同 連絡先 東京都世田谷区用賀4-11-17-404 塩村あやか事務所(03-3707-3312)

【賛同団体】

HOKKAIDO しっぽの会/動物との共生を考える連絡会/地球生物会議 (ALIVE) / TOKYO ZERO キャンペーン/動物環境・福祉協会 Eva【順不同】